

■ 第1回 新潟市区役所整備検討委員会

日時：平成19年11月30日（金）午後6時～

場所：議会第4委員会室

（事務局）

新潟市区役所整備検討委員会の発足並びに第1回の検討会議を開催させていただきます。

私は本日の司会を務めさせていただきます，新潟市企画調整課の井崎と申します。どうぞよろしくお願ひ申しあげます。

新潟大学工学部准教授の寺尾先生でございますが，30分ほど遅れるというご連絡を頂戴しておりますのでご了解いただきたいと思います。

はじめに，西政策企画部長からごあいさつを申し上げます。よろしくお願ひします。

（西政策企画部長）

新潟市の政策企画部長の西でございます。

区役所整備の検討委員会の第1回目の会合ということで，お忙しい皆様から検討委員会の委員にご就任をお引き受けいただきましたこと，改めて厚くお礼申し上げさせていただきます。今日は第1回目の会合ということで，夜のこの時間になりましたが，大変お忙しい中ご出席をいただきまして，本当にありがとうございます。今後，どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

新潟市区役所の整備ということで，おかげさまでこの4月に政令指定都市へ移行いたしまして，今日が11月30日ということですので，ちょうど8か月が経過するわけです。何とか順調にスタートすることができたのではないかと考えております。また，行政区で区役所を設置して地域の行政を運営をしていく中でいろいろな課題も見えてきているということでございます。

そうした課題の一つといたしまして，区役所の整備ということがあるわけでございまして，行政区画審議会が行政区でいろいろとご検討いただいた際にも，付帯意見ということで4月にスタートしたのち，区によっては区役所の位置ですとか施設の規模あるいは老朽度，老朽化が進んでいる庁舎もあるということで，区役所についてもいろいろと課題があるという付帯意見を頂いております。そうした付帯意見なども踏まえまして，今後，私ども区役所の整備はどうあるべきかということについて議論をしてみたいと考えております。

その意味で，外部の皆さまから区役所整備の検討委員会の委員にご就任をいただきまして，外部の客観的な視点から，新潟市の区役所整備を今後どのような形で，どのような方向で進めていけばいいのかということについて是非ご議論をいただければと思っております。

今日は第1回目ということで，今後のスケジュールも含めていろいろとこれまでの経緯，経

過などのご説明ということになるかと思えます。今後、何回か会議回数を重ねてご議論いただくことになると思いますが、今後ともどうぞよろしく願いいたします。第1回目の開催にあたりまして一言ごあいさつを申し上げさせていただきました。今後ともよろしくお願い申し上げます。

(事務局)

それでは、お手元にあります資料の確認をさせていただければと思います。

まず資料1でございます。A4の1枚ものでございます。続きまして資料2、A4の2枚ものでございます。「新潟市区役所整備検討会設置要綱」というものでございます。資料3「検討にあたっての経緯」ということでA4が1枚。次にA4が1枚で「検討にあたっての視点」で資料4でございます。次に資料5「区役所整備の検討スケジュールについて(案)」ということで配付させていただいております。続きまして資料6、A4「新潟市行政区画審議会における区役所の位置に関する審議経過について」ということでホッチキスでとめさせていただいております。資料7「区役所・出張所・連絡所で取り扱っている主な業務」ということで整理をさせていただいたものでA4の1枚でございます。資料8、A3で、表紙を含めまして20枚ほど、地図等が付いております。後ほど確認を含めて使わせていただければと考えております。

ご不足等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは次第の1でございます。本委員会へ委員への委嘱並びに任命書の発令をさせていただきます。はじめに、資料1をご覧ください。本委員会の委員にご就任いただきます6名の方の名簿でございます。

次に資料2をご覧くださいと思います。平成19年11月7日付けで本委員会の設置要綱を定めさせていただいております。この要綱第5条に基づきまして、委員会委員の委嘱及び任命を行いたいと思います。

西部長、よろしくお願い申し上げます。

(西政策企画部長)

本来であれば市長がまいりましてご委嘱を申し上げるところでございますけれども、あいにく公務のためまいることができません。大変恐縮でございますが、委嘱状はそれぞれに机上に置かせていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。ご委嘱ということにかわりまして、私から委員の方のお名前を読み上げさせていただくことでかえさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

加藤大介(かとう・だいすけ)委員。

中野克彦(なかの・かつひこ)委員。

平山桂子（ひらやま・けいこ）委員。

藤井隆至（ふじい・たかし）委員。

斎藤康浩（さいとう・やすひろ）委員。

寺尾委員につきましては、先ほど事務局からお話申し上げましたように、少し遅れておいでになられるということでございます。

以上の皆様に、本委員会の委員にご就任いただきました。どうぞよろしく願いいたします。

（事務局）

ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、これからよろしくご検討をお願いするというところでございます。よろしく願い申し上げます。

なお、委員会の発言につきましては、お手元のマイクのトークボタンスイッチを押していただきますスイッチが入りますので、発言の際にはご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に第2でございます。会長及び副会長の選出をさせていただきたいと思っております。会長につきましては設置要綱の第6条で、会長は知識経験を有する方ということになっております。このたび委員にご就任を内諾いただきました加藤委員、中野委員、平山委員、藤井委員、寺尾委員の5名、実質は4名になっておりますが、その中から互選をいただくこととなります。なお、寺尾委員からは、遅れることに際しまして、皆様のご意思を尊重するというところでうけたまわっておりますことをご披露申し上げます。

委員の皆様、いかがいたしましょうか。

（斎藤委員）

行政区画審議委員の検討委員でいらっしゃいました、新潟大学大学院教授の藤井先生が今までの経過を一番存じ上げていると思っておりますので、藤井委員を推薦いたします。

（事務局）

藤井委員、いかがでしょうか。

（藤井委員）

私ではよろしければ、よろこんで引き受けさせていただきたいと思っております。

（事務局）

ほかの委員の方々はよろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声）

ありがとうございます。それでは藤井委員から会長をお願いいたします。藤井委員におかれましては会長席にお移りいただきたいと思っております。

次に副会長でございますが、設置要綱におきまして、会長が指名することとしております。藤井会長、いかがいたしましょうか。

(藤井会長)

私から指名ということでございますが、平山委員に副会長をお引き受けいただければと思っております。

(事務局)

平山委員、いかがでしょうか。

(平山委員)

ご指名ありがとうございます。何ぶん分からない部分もたくさんありますけれども、よろしくお願ひいたします。お引き受けいたします。

(事務局)

ほかの委員の方々はよろしゅうございますでしょうか。では、そのようにお願ひ申し上げます。

それでは、改めまして、藤井会長及び平山副会長からごあいさつを頂戴したいと思います。

まずはじめに、藤井会長、よろしくお願ひ申し上げます。

(藤井会長)

先ほど会長に選出いただきました藤井と申します。よろしくお願ひいたします。

私どものこの委員会は、「新潟市区役所整備検討委員会」という名称でございます。名前のとおり、区役所の整備について検討するというのが私どもの課題でございます。区役所というのは単に住民票あるいは印鑑登録等を発行するというだけではなくて、区のまちづくりの拠点になるという役割も新しく担っているわけでございます。また、災害等があったときに、区役所を利用されている市民の方、そこでお仕事をされている職員の方に不幸があってははいけませんし、区役所は災害対策本部になることが予定されていますので、地震に強いということも区役所に求められることかとも感じております。

そういう点で、これから区役所はどのように整備されるべきかということは市民の皆様方にとりまして大変関心の強い事柄であろうと考えております。私どもがどのような観点で検討を加えていくか、それは委員の皆様方がそれぞれご自身の観点で加えていけばよろしいわけでございますけれども、できるだけ率直に意見を交換して、市民の皆様方の期待に応えられるような答申をしたいと考えております。ご協力をよろしくお願ひいたします。以上をもちましてごあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、平山副会長からごあいさつをお願ひいたします。

(平山副会長)

平山でございます。会長を補佐して、何ぶん至らない部分がありますけれども、皆様のご協力もいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、寺尾委員が到着されました。ただ今、委員の皆様には委嘱状の交付と会の発足と会長、副会長の選出を終えたところでございます。これからよろしくお願い申し上げます。

それでは、次第の3に移りたいと思います。第1回新潟市区役所整備検討委員会を開催させていただきます。本検討委員会は新潟市附属機関等の会議の公開に関する指針に基づきまして公開で会を行わせていただきたいと思います。会長におかれましてはよろしゅうございますでしょうか。

(藤井会長)

はい。

(事務局)

では、そのようにいたします。ほかの委員の方々もよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、会議は公開とさせていただきますと思います。

また、本市は積極的に情報公開に努めており、議事録を作成いたします関係で録音あるいは状況写真の撮影を許可いたしますとともに、本日の会議の速報あるいは会議の概要の作成を私どもの事務局に公表までを含めまして、ご一任いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、そのようにご了解いただいたということで作成をさせていただきますと思います。

また、詳細の議事録につきましては、委員の皆様へ送付いたしまして、事前に内容をご確認いただいたうえで公表させていただきますと考えております。

では、以後の進行を藤井会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(藤井会長)

では、議事を進めさせていただきます。

改めて自己紹介をさせていただきますが、藤井と申します。よろしくお願いいたします。

次第の3の①から入りたいと思います。「区役所整備の検討について」でございます。事務局からご説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

事務局を担当いたします、企画調整課長の遠藤と申します。よろしくお願いいたします。

資料3から5を使ってご説明いたします。まず資料3をご覧ください。区役所整備の検討にあたっての経緯でございます。区役所の位置につきましては、新潟市行政区画審議会からの答申の中で、「施設によっては区における位置、施設規模、老朽度など課題が残る所もあることから、政令市移行後に住民の意向を踏まえて、適地への新設も含めて検討すること」という付帯意見を頂いております。また、本年の6月市議会の一般質問において、「施設規模などの観点から東区と西区の新区役所建設について調査すべき」との質問があり、「優先順位やタイムスケジュールなども含めて今年度中にも総合的な検討に入りたい」と答弁をしております。これらの経緯を踏まえまして、このたび、本検討委員会でご議論をお願いするものでございます。

次に、資料4をご覧ください。区役所整備の検討にあたっての視点でございます。整備の検討にあたっては区役所は住民サービスの拠点となるほか、災害時、現地対策本部にもなることから、行政区画審議会の付帯意見や安心・安全対策の取組みを踏まえ、整備の必要性、優先度等について後ほど資料6でご説明いたします。区役所の設置基準をはじめ審議会の議論を尊重し、総合的に検討していただきます。区役所の位置、施設規模などの利便性、庁舎の老朽度、耐震性等の安心・安全の視点からご議論をお願いするものでございます。

次に、資料5をご覧ください。区役所整備の検討スケジュール（案）でございます。本日が第1回目でございます。来月、2回に分けまして視察を行い、各区役所の状況をご覧いただき、4回目以降に具体的に検討していただく予定にしております。なお、いつまでにという期限は設けず、十分なご議論をいただければと思っております。

（藤井会長）

以上の資料に基づきまして質疑応答の時間を設けたいと思います。どなたからでも結構でございますが、ご意見やご質問があればご自由に発言いただきたいと思います。いかがでございますか。

（斎藤委員）

市議会議員から、東区の施設が老朽化しているのでは是非建て替え等、移転になりますが、その辺の話を進めてもらいたいということを個人的にお伺いしていたのですけれども、その辺の経緯がもし分かりましたら、簡単で結構ですけれども、お話ししていただきたいと思います。

（事務局）

一般質問のことになると思いますが、東区、西区について、特に東区はどちらかという位置的に区の中の端に位置しているということで、新たに中心部に建て替えをした方がいいのではないかとございまして、西区につきましては、二か所に分かれているという状況でございますので、その辺の観点から検討を加えていただきたいということで、議員からご質問をいただいております。

(藤井会長)

そのほかにございませんか。

(寺尾委員)

寺尾です。遅くなり失礼しました。

資料5のスケジュールについてお伺いしたいのですが、このスケジュールですと、私どもが現地を視察し、そのあと意見交換をするということは項目に載っているのですが、何らかの形で市民の意見を聞いたものをこの会議で検討するというスケジュールはないのか、あるいは市役所全体のお考えで、この委員会はどこらかという専門家に近い者が議論をして、それをそのあとで市民に出して、何らかの形でもむというお考えなのか、全体のスケジュールをご説明いただけるとありがたいと思います。

(事務局)

スケジュールにつきましては、私どもが考えていたのはどちらかというところ、ここである程度ご議論をいただいて、その後議会や区自治協議会あるいはコミュニティ協議会に諮るということで考えておりましたが、もし、この委員会で検討を進める中で住民のご意見が必要ということであれば、私どもで調整いたします。

(藤井会長)

ほかにご意見等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局からの説明についての質疑応答ということでございました。本論に入る部分につきましては、4回目からそれぞれ自由に意見交換をするという場が設けられておりますので、今日のところは事務局から説明をいただいて、その説明についての質疑応答ということで進めさせていただきたいと思っております。

続きまして、②「新潟市行政区画審議会での区役所の位置に関する審議経過」について、事務局からご説明いただきたいと思います。

(事務局)

資料6をご覧ください。区役所位置に関する審議経過でございますが、これにつきましては答申書からの抜粋でございます。新潟市行政区画審議会は、平成17年4月27日に「行政区画の編成」と「区役所の位置」について新潟市長から諮問を受け、審議を進め、平成17年8月30日に答申をしております。

「1. 審議経過」でございます。行政区画審議会では区役所の位置に関して、先行政令指定都市の例などを参考に検討する際に重視すべき指針として区役所設置基準を定めております。

2の表が区役所設置基準でございます。基準項目といたしましては、「交通の利便性」、「区内住民の日常生活上の利便性」、「既存施設の利用」、「用地確保の可能性」、「地域的発展の動向」

としており、それぞれ概要はここに記載してあるとおりでございます。

次のページお開きください。「区役所の位置について」でございます。区役所の位置の検討にあたっては、住民生活において基本となるサービスについてはどこの区役所でも手続きができるという市の基本的な考え方を踏まえ、以下、豊栄支所、中地区事務所、市役所本庁舎の一部、亀田支所、新津支所、白根支所、坂井輪地区事務所、巻町役場をそれぞれ区役所といたしました。

次に、付帯意見でございます。既存施設の活用を最大限行うということで審議をいたしましたことから、冒頭の経緯でご説明したように、政令市移行後に検討するようにとの付帯意見がついております。

次のページをご覧くださいと思います。これは行政区画審議会の審議の過程の中で提出した資料でございます。(1) 区役所の位置についてでございますが、地方自治法上の区役所の位置の考え方などについて記載をしており、交通の事情、他の官公署との関係など、住民の利用に便利であるように考慮することとなっております。

(2) 区役所の役割につきましては、政令指定都市の状況から見た区役所の役割を記載しております。区役所は地域の実情に応じた身近できめ細やかな行政サービスを行う総合行政機関であり、地域の個性や特色を生かした住民と行政の協働のまちづくりを行う協働の拠点と位置づけております。

区役所機能について(案)でございます。(1)では各政令指定都市の区役所機能の変遷を記載しております。指定都市発足時は窓口サービス業務が主流であったということが1番目。2番目、1960年代、1970年代は区役所に地域の課題を把握し、解決する機能が期待されたということ。3番目、その後、札幌市、福岡市、広島市、仙台市など、合併を経た政令市では旧合併市町村でそれぞれ行っていた土木建築や地域振興などを区役所の機能として加えたこと。4番目といたしまして、近年は住民参加によるまちづくりを進めていく必要性から、区役所が住民と協働とし、地域のニーズを解決する機能を担うという方向で区役所機能の改革への取り組みも行われているという変遷の状況でございます。

(2)本市における本庁機能及び区役所の考え方を記載しております。このうち、②の区役所機能の考え方といたしましては、住民へのサービスや地域に対する施策は住民に最も身近な区役所ができるだけ完結的に行うことが望ましく、原則として区役所が各行政業務を行う機能を担うこととしております。また、区役所は住民との協働による地域づくりの拠点としての機能を担うこととなっております。

次のページに区役所機能のイメージ図を示しておりますのでご覧くださいと思います。

2、区役所で行う業務でございます。(1) 部門別業務といたしましては、庶務、統計、防災な

どを行う総務部門，まちづくり計画，コミュニティ，地域産業の振興や土木等を行う地域振興部門，税務部門，住民票や保健福祉等の生活部門，その他としまして，区の会計事務などを行っております。また，区役所にはその業務を補完する目的で出張所を設置しているところがございます。

3，保健所及び土木事務所の取り扱いでございますが，各先行政令指定都市で取り扱いが異なっており，本市では，保健所につきましては，広域的，専門的かつ技術的な拠点として市内に保健所は1か所とし，区役所の保健福祉担当部門では身近な保健福祉サービスを提供するという役割分担をしております。土木事務所につきましては，道路や公園，下水道などの状況を勘案して，市内にいくつかの事務所を設置することといたしました。現在，土木事務所関係につきましては，江南区役所の中に東の土木関係の事務所，西蒲区の西川出張所に西地区関係の土木事務所，下水道につきましては，中部処理場内に東部の関係の事務所，西区の西出張所に西部関係の下水道の事務所が設置されております。

説明は以上でございます。

(藤井会長)

資料6に基づきまして事務局からご説明いただきました。先ほどの説明についてご質問，意見がございましたらうけたまわりたいと思います。いかがでしょうか。

私から質問させていただきたいのですが，区役所の概要の部分先ほど説明いただきましたけれども，これは行政区画審議会で出された資料ということなのですが，区役所の機能について(案)というものがあるのですが，これは多分，行政区画審議会で審議されて(案)はとれているのだらうとは思うのですけれども，その場合，私どもの委員会との関係で教えていただきたいのですが，これは行政区画審議会で了承された案ということですから，それは私どものこの委員会の大きな前提となるのでしょうか。それとも，これはあくまでもこの審議会での了承事項であって，これから離れて，私どもが自由に意見交換してよろしいということになるのでしょうか。それはどちらになるのでしょうか。

(事務局)

行政区画審議会でご議論いただいた内容でございますので，この辺につきましては尊重していただきたいと考えておりますので，これに経過等を踏まえて付加する，あるいはもう少し議論を深めるということについては，この検討会の中で十分にやっただけであればと考えています。

(藤井会長)

分かりました。

ほかにごございませんでしょうか。

(加藤委員)

ただ今の区役所の機能というところについてお伺いしたいのですけれども、これは平常的な機能であって、例えば災害時の役割というものも当然あるとは思いますが、そのようなことについても、具体的にどのようなことを行うという機能はあるのでしょうか。どこかで議論されていて、例えば災害本部等をどこにどうつくるだとか、情報はどうやって集めるのかとか、そういう機能もどこかに書かれているのでしょうか。

(事務局)

それらにつきましては、次回お示ししたいと思います。よろしゅうございますか。

(加藤委員)

それはきちんと別にあるということですか。

(事務局)

はい。

(加藤委員)

分かりました。

(藤井会長)

ほかにご質問、ご意見はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

では、次の③でございます。区役所の概要についてでございます。これも事務局からご説明をいただきます。よろしく申し上げます。

(事務局)

資料7をご覧ください。今ほどご説明をいたしました区役所の役割、機能等を総合的に検討したうえで、現在、区役所、出張所、連絡所で取り扱っております主な業務をまとめたものでございます。届け出等につきましては、戸籍の届け出、印鑑登録、転入、連出、転居届等、どれにつきましてもすべての区役所でできるという状況でございます。「○」が付いているところがそれができると。「×」が付いているところはできないということでございます。

証明につきましては戸籍、住民票の写し、印鑑証明等、これにつきましてはすべての所でできます。市税の証明についてでございますが、ここは「(注)」で一部、出張所では取り扱いのできない証明があるということを書いておりますが、これにつきましては、土地家屋の登載の証明あるいは固定資産の価格の通知書等、これにつきましては台帳が区役所本課にあるということで、出張所等ではできないという状況でございます。

以下、国民健康保険、国民年金、福祉関係その他につきましてもご覧のとおり業務を行っているところでございます。

次に、資料8でございます。区役所、出張所、連絡所、行政サービスコーナーを市全域とし

て表示した図でございます。大きな丸が区役所の位置，小さな丸が出張所，連絡所の位置となっております。なお，オレンジ色の線があると思いますが，これは高速道路でございます。紫の線がございますが，これは国道ということで示しております。あとは，区ごとの境界を示しているという図でございます。

次のページでございますが，これにつきましては，区役所庁舎の主な概要といたしまして，所在地，竣工年月，構造，規模，耐震化，敷地面積，建築面積，延べ床面積，駐車台数，会議室の有無，各階業務，複合施設の関係，アクセス等で，本当の概要ということでお示したところでございます。この中で，耐震化の欄をご覧ください。この中で，昭和56年以前の旧耐震基準で建築された庁舎が北区役所の本館，南区役所の本庁舎，西区役所の分館，西蒲区役所の新館と旧館となっております。なお，東区役所の本館につきましては一部，昭和52年というものがございまして，これについては昭和58年に4階から5階の増築をした際に1階から3階についても新耐震基準の建物になっているという状況でございます。今ほどご説明した庁舎のうち，南区役所本庁舎についてはすでに耐震診断を実施済みでございます。そのほかの旧基準の庁舎につきましても，本年度耐震診断を実施しているところでございます。来年2月あるいは3月には診断結果が出るというところでございます。

次のページ以降につきましては，各区の配置図となっております。区役所を中心とした駐車場の位置や駐車台数，利用者や車両の出入口を記した図。区全域における公共施設の配置状況を示しております。今後の検討のご参考にしていただければと思います。足りない資料等がございましたらお申し付けいただければ，ご用意をさせていただきます。以上でございます。

(藤井会長)

ありがとうございました。

(事務局)

資料8の4枚目，南区役所の欄の上から四つ目の「規模」のところ，「地上4階，塔屋3階」と記載しておりますが，「地上4階，塔屋1階」ということで，間違っておりました。訂正してお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんが，「地上4階，塔屋1階」で改めていただきたいと思っております。

(藤井会長)

では，先ほどのご説明につきまして，質疑応答に時間を充てたいと思っております。いかがでしょうか。どなたからでも結構です。

(中野委員)

先ほど，東区の本館を昭和58年に改修したときに，1階から3階までも改修したということ

ですが、耐震補強をしたということによろしいですか。

(事務局)

そうでございます。

(藤井会長)

ほかにございませんでしょうか。

同じ資料について、聞き漏らしただけかもしれませんけれども、西区や西蒲区役所については耐震診断が平成19年に行われるということで、耐震基準では旧基準ということなのですが、耐震診断の結果、判定が○ということもあり得るということですか。

(事務局)

一つの目安として、建築基準法等の改正で昭和56年6月に新たな基準が設けられていると。その基準を満たしているか満たしていないかで一つの判断ということでお示ししております。旧基準のいくつかのものについては、耐震度等の調査を今年度、現在やっているところでございまして、2月あるいは3月になればその結果が出るということでございます。

(藤井会長)

その結果というのは、新耐震基準に照らして合格という結果になるのですか。

(事務局)

老朽度といいますか、地震に耐えられるかどうかといった、建物自体の状況が出るということとでございます。

(藤井会長)

私はこの分野に暗いもので。その左側の南区役所の本庁舎のところで判定が「×」と出ていますね。判定の「○」とか「×」というのはこれから出るのでしょうか。

(事務局)

出ます。

(藤井会長)

では、判定が「○」ということもあり得るということですね。

(事務局)

場合によってはあります。可能性としては低いと思いますが。

(藤井会長)

ということは、先ほどのスケジュールとの関係になるかと思うのですが、いつまでに結論をまとめなければならぬかということでもありますけれども、この判定結果が出たあの方が好ましいかと思うのですが、そうしますと、この答申はいつまでにまとめなければいけないかというのはどうなるのでしょうか。

(事務局)

それにつきましては、前のスケジュールでもふれさせていただいたのですが、まず視点としては、利便性等の視点ということと、今ほどの耐震度等を含めた安心・安全の視点ということでお願いできればと考えておりました、確かに安心・安全につきましては診断結果が出ないとなかなかいろいろなご議論はいただけないということでございますので、そちらはそれを待ってからということになりますし、本検討委員会でのスケジュールでいつまでということにつきましても、先ほどご説明いたしましたとおり、特にいつまでということは設けません、2年も3年もというわけにもいきませんので、長くても1年くらいをめどにということで、できれば早めに答申等をいただければありがたいということで考えております。

(藤井会長)

つまり、本年度中でなくてもかまわないということですね。

(事務局)

はい。

(藤井会長)

分かりました。

(平山副会長)

私も理解していない部分があるのかもしれないのですが、今回の整備検討の中に、出張所、連絡所、行政サービスという部署についても配置や数なども検討することになるのでしょうか。

(事務局)

先ほどの説明でも申しましたとおり、区役所があつて、その区役所はどこへ行っても届け出や証明等ができるということがございまして、それを補完するという意味で出張所があるということでございますので、総合的に区の中でのサービス部門という観点から、必然的に出張所との位置関係等もご議論いただくことになるのかと考えております。

(藤井会長)

ここではとりあえず区役所の安心・安全ということを、ストレートに言うと、そこだけ考えて、あとは出張所とかその他は考えなくてもいいということでの議論ということですね。

(事務局)

耐震度という視点からいけば、それについてはそうです。

(加藤委員)

新耐震基準で建てられたとか、旧基準とありますけれども、一つお伺いしたいのは、建物の重要度というものがどうなっていたのかお伺いしたいのです。つまり、格上げされて区役所に

なった例もあるわけですね。ということは、新耐震基準でOKというものも重要度でぎりぎりOKというものが普通建てられる建物で、もともと区役所とか市役所の建物であれば、災害時にも使えるように割り増ししてOKになっているはずなのです。ここだと、昔、普通の建物で合格なのか、昔からきちんと区役所あるいは災害時にも安全なように割り増した合格なのかということと一緒にしてしまうと分からなくなってしまうと思うので、もしできれば、この新耐震基準で建てられた建物の中でも重要度係数みたいなものを、いくらかということ把握しておかないと、全体的な機能を考えるうえで期待してはいけないかもしれないということで、是非それを把握しておいていただきたいと思います。基本的には、これは格上げした普通の建物というのはないのですか。もともと重要な拠点として考えていた建物なのですか。

(事務局)

それぞれ旧役場、旧市役所の庁舎でございますので、おそらくそれぞれの旧市町村の中でも災害時等の拠点の位置づけにはなっていたと思いますので、その辺はなお、ご指摘いただきましたので、次回までにその辺の調査はさせていただきたいと思います。

(藤井会長)

ほかにございませんでしょうか。

私からよろしいでしょうか。利便性という観点で質問をさせていただきたいのですが、資料7ですが、区役所、出張所、連絡所で取り扱っている主な業務として出ているわけでありませうけれども、先ほどの資料6の区役所の概要という部分で、区役所の役割が①と②があって、二つ挙げられているわけですが、資料7の部分は多分①の部分かなと思うのです。①の部分については、新潟市内であればどこでも対応できるという部分ではないかと思うので、むしろ、利便性という点からみれば、②の部分、住民と行政の協働のまちづくりということ考えた場合に、区の中でどのような場所に区役所があるべきかという議論が出てくるのではないかと考えるわけでありませう。現在、協働のまちづくりという部分は、区役所の中では実際どのように行われているのでしょうか。ただ月に1回くらい会議をやるとか、そういうことでいいのですけれども。

(東区総務課長)

月に1回、区自治協議会を開催しておりますので、そちらの方でやっております。

(藤井会長)

その自治協議会のメンバーの方というのはどういう方なのでしょう。

(東区総務課長)

区に中学校区あるいは小学校区単位でコミュニティ協議会というものがあるのですけれども、その代表の方ですとか、区内に住んでいる市民、学識経験者ですとか、区に大学のような所

があればその先生や公募の方が入って、ほぼ 30 名程度の協議会です。

(藤井会長)

その方が月に 1 回お集まりになると。それだけですか。

(中央区総務課長)

基本的にはコミュニティ協議会というものが地区にありますので、それとは連絡を密にしてやっているという形になっています。

(藤井会長)

コミュニティ協議会の方々が会議をする場所というのは区役所なのですか、それともそれぞれ便利な場所でなさっているのでしょうか。

(東区総務課長)

区によっても違うと思いますが、東区などははずれにあるものですから、例えば区自治協議会も出張所になる公民館と交互でやったりということをしておりますし、利便性のいい所であれば多分区役所で開催していると思います。

(藤井会長)

分かりました。ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では、用意していただきました資料の説明は以上のおりでございます。

今日は第 1 回目ということでございますので、私ども委員がこの委員会で何を検討するのかということについて共通認識を得るということが一番大きな仕事かと考えております。私ども委員会がどのような仕事をするかということで、それに関連して、こういう資料も必要だろうと。先ほどもご意見を頂戴しましたけれども、こういう資料もあった方がいいのではないかと、区役所って何だろうというようなことについてそれぞれご意見、あるいはあるべき姿のようなものをご紹介いただくというのもあっていいかと思うのですが、そういう点で、しばらく自由討議の時間を設けたいと思います。自由討議なので何でも結構なのですけれども、何かございませんか。

(平山副会長)

今、会長がおっしゃった利用状況のようなことに関連しまして、各区役所、出張所等の来所者数とか駐車場の配置等で問題点があるとかということ踏まえての利用状況、会議を開きたいのだけれども、実は開けない状況なのかどうか、そういう各資料等があれば教えていただきたいと思います。

(藤井会長)

それは区役所ですでに資料をお作りなのではないでしょうか。

(中央区総務課長)

利用状況といいますが、区役所は総合的な行政機関ですので、あらゆる分野があるわけで、区役所の建物に1日一体何人の方が来ていらっしゃるかという統計資料は当然ございません。ただ、例えば住民票の発行の件数だとか、個別の部門の件数的な資料は多分あるのだと思います。駐車場の利用台数というものも一応委託して出しておりますので、分かる部分があるかと思えます。

(東区総務課長)

特に東区役所の庁舎などは図書館とか公民館が一緒の建物ですので、区役所に来ている方がどれだけというのは、駐車場等でもよく分からないのです。

(藤井会長)

先ほどの平山副会長の話の続きになりますけれども、例えば区役所で会議を開きたいという希望を出したときに、会議室が大体希望どおりの時間で取れるものなのか、例えば東区のような場合、東区の区役所でやる会議と出張所でやるような会議との頻度といいますか、場所の振り分け状況といいますか、東区役所に行くのが不便な利便性が悪い地域の方は地元でどのくらいの回数会議を開いて、区役所ではどのくらいの回数開いているとか、そのようなことは分かるものなのでしょうか。

(東区総務課長)

基本的に、東区は区役所には小さい会議室しかございませんので、区自治協議会なども、公民館のホールがございますので、そこを使ってやる状況です。もう一つ、出張所にも同じく公民館のホールがありますので、その公民館のホールを借りてやっているという状況でございます。出張所そのものや区役所そのものでは大きな会議は開けない状況です。

(藤井会長)

それは、制度上は新潟市の施設であれば、別に区役所でなくても公民館でもかまわないということですよ。

(東区総務課長)

はい。

(区政推進課長)

補足で、今の区役所の役割ということで、①と②ということで説明させていただいたわけですが、区役所の役割ということで総合的な行政を行う所だと。②で協働のまちづくりを行って、協働の拠点という意味なのですが、物理的に区役所を使ってやるというところもあるいはあるのかもしれませんが、ここでいう協働の拠点というのはもう少しソフト的な意味で、今まで全市の的で行っていたものが、八つの区ができましたと。その区ごとに自分

たちのまちづくりを考えて、今度は自分たちで課題解決をしてまちづくりを進めていきたいと。そのための単位として区というものができましたと。その区がまちづくりを担うのですけれども、当然、地域の方たちと協働しながらまちづくりを進めていかないといけないという意味で、拠点という部分の意味合いが強くて、区役所がありますと、区自治協議会があります、コミュニティ協議会があります、あるいはコミュニティ協議会の中にはいろいろな自治会、PTAだとか民生委員だとか、いろいろな意味で、今まで区ができる前はわりと縦割りで、地域のまちづくりをという話になっていたわけですが、区ができて横のつながりみたいなことをうまく生かして、全体で協働のまちづくりを進めていく機能、役割を区役所が担うという意味合いの「協働」の形でもいいのかと思います。

(藤井会長)

分かりました。

その他ありますか。

(寺尾委員)

私も今の区政推進課のお話を伺って、そのとおりだと思います。今回、区の庁舎のハードを検討するという事なので、どうしても区役所という建物の中でなければならない機能を整理していただきたいということと、もう一つは、各区内にあるさまざまな施設、例えば公共施設でもいいですし、民間の会議室でも借りられるもの、駐車場も別に市の駐車場にみんなが止めなくてはいけなくて、車で来るのだったら駐車料金くらい払ってもらってもかまわないので、市役所の周りに使える駐車場がどのくらいあるかとかというデータを出していただいた方が議論が生産的かと思います。

(藤井会長)

そちらの方の資料なども用意できましたら、お願いしたいと思います。

区役所の役割の①番でハード面に限ると限定した場合、例えばどのくらい手狭なのかということというのは、指標のようなものがあるのでしょうか。

(事務局)

何を以て手狭というかその辺が難しいです。職員数でいくのかとか、人口といってもなかなかそういうわけにもいきませんし、逆に、こういう視点で資料を作ってくれと言っていた方が私どもは作りやすいのですが、手狭の資料を出せと言われても出しにくいというのがございます。

(藤井会長)

手狭かどうかというのは、利用者の数も関係しますし。

(斎藤委員)

私はたまたま今小学校の合併と建て替えの委員で、一応全部終わって答えが出たのですけれども、区役所に関しては土地の規模の上限とか、建物の規模の上限などがやはりつくものなのですか。新たにつくる場合ですけれども、小学校ですと面積で何㎡以上はだめだという規制といますか、決まりがあるということをお聞きしたのですけれども、区役所についてはそういう規模に関しての規制などはないのですか。

(区政推進課長)

承知している範囲ではありません。ただ、風致地区だとか、いろいろな法律などの制限とは別な話ですけれども、区役所がこの制度でなければならないというものは基本的にはございません。

(藤井会長)

区役所が広いか狭いかということについての客観的な指標はないと。見て、狭そうだなと思えば狭いということなのですね。

(事務局)

その辺は次回視察ということで予定させていただいておりますので。

(藤井会長)

私たちが見るのはあくまでも市民としての立場で見る表の部分だけですよね。実際にそこでお仕事をされている職員の方は裏の部分も当然あるわけで、表の方は広々としているけれども、実は裏の方では非常に仕事をしにくいとかということも十分あり得るわけですよね。そういうものもどうすればキャッチできるのかということも、何か指標があれば議論しやすいのですけれども、例えば人口何万人であればこのくらいの広さでなければいけないとか、それはないということですので、何か指標のようなものがあれば。例えば他県の例とか他市町村の例とか。

(事務局)

建物建築の際の消防法とか労働安全衛生法の職場環境の問題とか、その辺の関係で、職員ですと職員一人当たりの面積の関係というものは出せるのでしようけれども、市民が来られたときの待合いのスペースであるとか、そのようなスペースがどうかといわれると、そこまで含めた指標がないというような状況でございます。

(藤井会長)

他県の例などはないものでしょうか。それは頂けるわけですよね。例えば新潟市と同じような性格の市で、どういう区役所を担っているのかと。他県の例がいい例かどうかは全く分からないわけですけれども、そこだったら取れますよね。

(事務局)

それは取れます。

(藤井会長)

ほかに何かございませんでしょうか。この検討のスケジュールもそう急ぐわけではないとはいうものの、何回もあるわけでもありませんので。

(加藤委員)

私は全く分かっていないのですけれども、例えばこの委員会の一つの役割が区役所の移転の優先順位をつけるということだとしたら、例えば東区役所のような公民館が入っている区役所というのはどのように考えていけばいいのですか。区役所機能だけを考えているのですか。それとも、公民館も含んだこの建物、要するに区役所の建物という観点で見ていくのでしょうか。当然、公民館の移転にもなると、そういうことを考えなければいけないと思います。

(事務局)

それについては、冒頭、会長からも、まちづくりという意味からも区役所の位置や役割は重要だというお話がございましたので、まちづくりの一つのポイントという格好で区役所をお考えいただく中で、ほかの公民館であるとかほかの施設との合築の必要がもしあって、ここの中でそれをやっていかないとなかなか区役所自体の機能の強化につながらないということであれば、ここの中の議論でそれを含めていただいて、全く区役所だけでほかはなしだという議論にはならないと思いますので、皆様方がそういった観点から議論を進めたいということであれば、その方向でご議論いただければと思います。

(藤井会長)

特に市としては、これでない困るということは今のところないということですね。

(事務局)

はい。あくまでも皆様方の総意の下で議論を詰めていただければと考えております。

(藤井会長)

ほかにございませんでしょうか。

(中野委員)

この建物の耐震性を考えるときに、区によって、例えば区にいる人口も違いうだろうし、先ほどの重要度に絡んでくるのですけれども、例えば新耐震の建物であっても、最低の安全に対する安全率のようなものをもってつくっているわけですが、旧基準に対しても安全率があるのでしょうか。区ごとに安全率を変えているとは思いますが、安全率を統一的に判断するものですか。例えばその区に集まる不特定多数の人が多いか少ないとかといったようなことも考えながらやるのか、どのような基準になるのか。

(事務局)

専門的なことですので、建築関係が分かる人はいますか。

(公共建築第1課長)

建物の要素でいろいろとあるのですけれども、今ある既設の建物が旧耐震でどの程度の割り増しをやっているのかどうか、構造計算書を見てみないと判断できませんし、その当時の、ちょうど36年前は割り増しなどを指示していた時代かどうかということもありますので、これがそうなのだというのは、まずは構造計算書だと思います。構造計算書がない区役所もあると思いますけれども、その辺のところ、耐震診断をしなければいけないと思います。

(中野委員)

例えば区役所のイメージなのですけれども、あまり地震は起こってもらいたくないですけれども、震災が起こったときに、区役所だけは壊れないというイメージなのか、区役所は壊れても最低限建っていればいい、そういうイメージのようなものはあるのでしょうか。

(事務局)

防災面で重要な建物の中には、例えば支所とか福祉施設とか、救援活動の病院ですとか、いろいろとありますが、その辺の優先順位ということが重要になります。地理的な条件だとか、施設の使い方だとか、そういう部分で優先順位を決めれば、区内の重要な建物、例えば支所が壊れていいとなると今度は拠点性が失われますので。

(加藤委員)

そうすると、トータルではなくて、やはり区ごとに考えていかなければいけないということになるわけですね。

(事務局)

全体を見ながら考えていく、ということでございます。

(藤井会長)

ほかにございませんでしょうか。

(加藤委員)

耐震性は何となくイメージできてきたのですけれども、老朽化は具体的にどうやって調べていくおつもりなのでしょうか。

(公共建築第1課長)

各区ではアセットマネジメントというものでやっていますけれども、各施設台帳ということで、建物の管理制限を作っています。その中である程度短期的な修繕環境を補足しながらやっているのですけれども、建物の老朽度となりますと、いわゆる資産運用の面でもう少し調べていかないと老朽度というのは、老朽したから修繕するというだけではなくて、いかにしてこの建物を維持していくということで、アセットマネジメントの観点で老朽度も考えていかなければだめだと思っています。

(加藤委員)

耐震診断という中に、例えば建物自体の老朽化は少しは入ってくると思うのですが、実際に我々が市民として老朽化と考えるのは設備です。その辺はその中に含まれていくのですか。

(公共建築第1課長)

うちの方では従来建物のカルテでやっているのですが、建物はやはり7年から10年サイクルで設備を更新していきますので、そういうものを見ながら中期的な修繕計画を主管課にデータを提供して進めています。

(加藤委員)

この委員会ではその判断の中にそういう情報も入れられると考えていいわけですね。

(事務局)

そうですね。

(加藤委員)

これは多分、視察して見ても分からないと思うのです。

(藤井会長)

そのほか、いかがでしょうか。

(寺尾委員)

むしろ今の点は、加藤委員、中野委員に、研究者としたらこのように老朽度は診断するという視点があれば視察に行く前に伺っておいた方がいいと思います。あるいは事務局に資料をお願いする前に伺っておいた方がいいかと思います。

(加藤委員)

建物の耐震性に関する老朽化は耐震診断の中で扱っているのですが、評価されると思うのですが、設備はまた別なので、多分、老朽化というと設備などに目がいくのではないかというのが私の先ほどの発言だったのです。

(藤井会長)

ほかにございませんでしょうか。

(平山副会長)

全く違うことなのですが、建物の規模として概要が載っていますけれども、公民館、図書館等が合併したものではなくて、区役所の部分としての有効面積、床面積というものが載っていた方が比較が分かるのかと今思いながら見ていたのです。実際問題、本庁の中に中央区があって、その中で使っている部分になるわけですよね。今の耐震性の問題が出てきたときに、結局、建物としては一つなわけですから、総合的におっしゃられても、その辺をどう判断するかと

ということになりますと、非常に難しい部分が、東区役所であれ、いろいろな部分が出てくると
思います。ですから、そういうために資料をもう少し整理するにはどうしたらいいのかなと思
いながら見ていたのですけれども。

(藤井会長)

この資料で出てくる敷地面積、建築面積、延べ床面積等は建物全体としての数字なのですね。
区役所として広いか狭いかというのはまた別ということになるわけですね。

(事務局)

はい。全体でございます。

(藤井会長)

公民館が入っている場合は公民館の部分もここに含まれているわけですね。

(事務局)

延べ床面積はきちんと分かれています。

基本的にはあっています。それは作ります。あとは供用スペースのようなものをどうするか。

(藤井会長)

いずれにしても、この数字は建物全体の数字ということですね。分かりました。では、次回
どのようなものを出せるか、そこはやってみないと分からないかもしれませんが、区役所に関
して数字をいただくということでお願いしたいと思います。

この場合、移転ということを考えれば、現在、区役所があつて、公民館が一緒になっている
とか、図書館が一緒になっているとかというものがあつたとして、それは切り離して移転とい
うことは答申してもいいし、一緒に移転ということを答申してもいいということなのでしょう
か。これはあまくでも区役所についての検討なのですね。

(事務局)

それはここの検討委員会の中のご意見ということで、その辺はまた頂いて、内部でも検討さ
せていただきます。

(藤井会長)

そういうことですね。分かりました。

あと、いかがでございましょうか。まだ時間が十分でございますけれども、あとお一人かお
二人のご意見を頂戴してということでもいいかと思ひます。あと一つか二つございませんでし
ょうか。

(斎藤委員)

先ほど、東と西の建て替えの話が出ているということでしたけれども、それより以前に建て
られている西蒲区役所の旧館とか北区役所の本館などの建て替えの話は全然出ていなかったの

でしょうか。

(事務局)

先ほど紹介いたしました東と西については、あくまでも議会の中の質問の中で出たということとでございます。

(斎藤委員)

では、まだこれからこの場でいろいろと検討して行ってということですね。

(事務局)

はい。

(藤井会長)

いかがでしょうか、あと一つくらい。

(加藤委員)

今、移転ということで話があったのですけれども、例えば西蒲区役所の36年というものがごく耐震性が悪かった場合どうなのでしょう。移転とは別に補強というような話も当然出てこなければいけない話で、そういうものもこの委員会の答えの一つになり得るのでしょうか。

(事務局)

視点といたしましては、安心・安全の視点からということでご議論をお願いしておりますので、その辺も専門家としてのご意見をいただければと思います。

(藤井会長)

まだまだじっくり時間をかければご質問等が出てくるかと思えますけれども、第2回目、第3回目につきましては実際に区役所を訪ねまして、そこでいろいろと感ずるところ、思うところがあるかと思えます。ですから、そういうことも第4回目の席でまたご発言いただけたらと思えます。

今日はいくつか意見が出されました。それを事務局で整理していただいて、第4回目に出るという形になります。では、そういうことで事務局にご苦勞をおかけいたしますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

では、第2回目と第3回目につきましては、事務局から誰がいつどこでという案内がいつていると思えますので、お忙しい中恐縮でございますが、ご出席のほどをよろしく願いいたします。

では、進行を事務局にお返しさせていただきたいと思えます。

(事務局)

非常に活発なご議論をいただきましてありがとうございました。

次回は、今ほど会長からお話がありました現地視察ということで、また改めまして詳細につ

きましてお話を申し上げたいと考えております。

また、後日、本日の議事録をお送りさせていただきますので、ご確認をお願いしたいと思っております。

それでは、以上で第1回新潟市区役所整備検討委員会を終了させていただきます。皆様、お疲れさまでございました。ありがとうございました。